



子ども虐待 Q&A

普段、子どもや保護者と接する機会が多い関係機関、関係者の方から寄せられることの多い疑問、質問をQ&Aにまとめました。質問に対して正解は一つだけとは限りませんが、一つの参考として下さい。

1 早期発見・通告・初期対応について

Q 子どもが、あざを作って登園（登校）した。すぐに虐待通告した方が良いか？

A あざの原因が何によるのかわからない段階では、虐待とは言い切れませんので、子どものあざについて自然に子どもから聞き取りをし、保護者に、どうしたのか尋ねることが必要です。そこで保護者から子どもの育てにくさ等の話題になれば、ぜひ話を聞いてください。話の内容によっては、専門の相談窓口（児童相談所等）を紹介してください。あざを作ってくることが繰り返されている場合や、あざを作った理由や保護者の説明が明らかに不自然な場合等は、直ちに機関として市町村虐待相談窓口か児童相談所へ通告してください。

Q 子育てがうまくいかず「叩いてしまいそう」との相談があった。すぐにでも通告すべきか。

A 通告の前に、子どもの特徴をよくわかっている人、機関（保育園・学校・保育士・保健師・教師等）が、その保護者との信頼関係作りに努め、その悩みに寄り添うことが大切です。また相談内容によっては、他の専門相談機関を紹介していくことが必要です。ただし、保護者の抱えている悩みが深刻で、子どもの安全が確保できない時などは、市町村虐待相談窓口や児童相談所への通告を検討して下さい。相談を受けた人が一人で抱え込まないことが大切です。

Q ある女子生徒が「親から体を触られた。赤ちゃんができるようなことをしてくる」と養護教諭に打ち明けた。しかし、生徒は「絶対に誰にも言わないでほしい」という。どうすればよいか。

A 性的虐待を「誰にも言わないで」と告白する例は少なくありません。打ち明けられた大人は、子どもとの関係を大切にすする余り、誰にも相談できずに身動きがとれない事態に陥ってしまうことがあります。性的虐待の告白があった場合は、決して一人で抱えず、学校として児童相談所に通告してください。その後、告白した子どもをどのように児童相談所につなげていくのか、慎重かつ早急な協議が必要となります。通告は決して子どもへの裏切りではありません。子どもを守るための行動であり、「絶対に誰にも言わないでほしい」といった生徒も、必ず理解できる時が来ます。

Q 今まさに隣家から保護者の怒鳴り声、子どもの泣き声、叩かれる音、物が壊れる大きな音等々尋常ではない様子が伺える。すぐに児童相談所に通告した方が良いか？

A まさに今、子どもの安全が脅かされているような緊迫した様子があれば、警察への通報が最優先です。



Q 隣の家で子どもの泣き声が毎日のように聞こえてくる。虐待の心配があるが、通告すれば、うちが通告したことがわかってしまうのではないか？(近隣住民)

A 通告者の秘密は法律で保護されています。近隣の方からの通告があったとしても、通告者の情報をその家族に伝えることはありません。また、いつ頃から、どんな時間帯にあるのか、保護者はなぜ怒っているのか、子どもは何才ぐらいか等の情報をお知らせください。

Q 「子どもが万引きを繰り返している」「学校(保育園)で落ち着かない状況が続いている」。保護者が十分関わってあげていないからだと思う。ネグレクトとして通告すべきだとおもうがどうか？

A こどもの行動の理由を多面的に検討してください。さらに家族状況等を確認し、「早期発見のためのチェックリスト」等を参考にしつつ、通告について判断してください。

Q 以前通告した親子のことがどうなっているのか知りたい(近隣住民)。

A 通告した親子のその後が気になるのは当然のことと思います。しかし通告された家族にも当然プライバシーはあり、その後の関わりについては個人情報に関わるため、詳細をお伝えすることができません。個人情報によらない情報の範囲での説明にとどまります。

Q 親は、親自身も「スパルタ教育」で育てられ、それで自立できたと考えておりそのことを信条としている。子どもに手を上げたのを目撃したが、どのように対応したらよいか。

A 子どもの育て方は、それぞれの親、家庭によって様々です。しかし、「虐待」か否かはあくまで子どもの立場から判断してのものです。子どもの成長に影響を与える躰であれば、虐待の可能性もあります。直接助言することも一つですが、対応に迷うことがあれば市町村虐待相談窓口、児童相談所に相談してください。

2 調査、モニターについて

Q 児童相談所から虐待通告の対象となった家族に関わる情報収集を求められたがどのようなことに留意すればよいか？(学校、保育所、児童委員等)

A 市町村、児童相談所は、通告があった家族にどのようにかわるかを検討するために情報が必要です。ただし、子どもの所属集団も地域の児童委員も探偵ではありません。調査対象である子ども、家族のプライバシーには十分配慮する必要があり、不特定多数の方から情報を集めるのではなく、まずは今ある情報をお伝えください。家の周辺等の見たままの状況をお伝えください。家庭訪問、近隣調査などについてはその必要性を十分に市町村、児童相談所と協議のうえ、慎重に実施してください。



Q 「見守り」をするようにいわれたが具体的には何をすればよいのか？(学校、保育所、児童委員等)

A 市町村、児童相談所から具体的な「見守り」の方法を聞き取ってください。誰が、何を、どういう方法で行うのか、どれくらいの頻度で報告し、いつまで続けるのかについても確認してください。

Q 児童相談所に頼まれ、近隣住民から情報を集めていたところ、その家から対象の家庭の親に伝わってしまい「悪い噂を流している」と怒鳴られてしまった。どうしたらよいか(児童委員)。

A 情報の取扱いについては、細心の注意が必要です。目的は子どもを守ること、通告のあった家庭を孤立化させることではありません。どういう方法で誰から情報を得るか、市町村、児童相談所と十分協議して進めてください。関係機関から要請されたことが、曖昧であれば、実際何をどこまで調べればよいのか確認してください。児童委員の立場で、調査できないことも、もちろんあります。

3 介入、支援について

Q 通園(通学)している子どもの家庭のことで児童相談所に電話連絡したら、「もう少し様子を見ましょう」と言われ、逆に様子観察を依頼された。児童相談所として無責任な対応のように思う。

A 市町村では、子ども虐待に関するネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を組織しています。家族への介入、支援については異なる関係機関が、十分に話し合いを持ち、介入、支援を検証します。機関によっては、情報量やそれに基づく危機感の温度差がある場合があります。ネットワークを通じて、関係機関相互の方針を一致させていくことが大切です。その上で「もう少し様子を見ましょう」という方針に達したのであれば、有効な判断と言えるでしょう。

Q 児童相談所に通告したのに一時保護をしないのはなぜか。

A 児童相談所は虐待の背景やその子どものおかれている状況のリスクアセスメント等、さまざまな角度から介入方針を検討し一時保護を決めます。しかし、一時保護の判断は関係者、関係機関の情報、意見を尊重して決定します。児童相談所の決定に疑問がある場合は遠慮なく意見をしてください。また、ネットワーク(要保護児童地域対策協議会)等で援助、介入方針を十分に検討し、関係者、関係機関が方針を共有することが大切です。



Q 虐待があったことで一時保護されていた子どもが家庭に戻った。児童相談所は保育所で見守ってほしいというが、親の姿勢が変わっていないのに帰すのはおかしいと思う。

A 児童相談所は保護者と話し合ったうえで、親の考え方、子どもの安全について一定の評価をしたものと思います。しかし、今後の見守り、支援の中心的役割を担う保育所の意見が異なるのでは、統一した家族支援ができるとは言えません。ネットワーク(要保護児童地域対策協議会)を通じての、家族に対する「見立ての共有」が必要です。

4 虐待の定義について

Q ある保護者は、「学校に入るまでは叩いて教える」「これが我が家の教育方針だ」と公言している。しつけと虐待はどこが違うのか。こういう場合は虐待といえるのではないかな？

A 「叩いて躰ける」と断言される方がいます。虐待とは、子どもの健やかな成長・発達を著しく損なう行為を言います。保護者がしつけであると主張しても、そのことによって、子どもの健やかな成長が阻まれるのであれば、それは虐待なのです。虐待は、子どもの視点から判断することが大切です。

Q 子どもが嘘をついたり、盗みをしたことに親として暴力をもってしてもそのことの善悪を教えることが当然だと思うがこれも虐待か。

A 子どもが悪いことをすれば厳しく注意し、しつけるのは当然のことです。しかしその方法として(著しい)暴力や、子どもに苦痛を与える方法でしつけることは親としての懲戒権の逸脱であり、子どもの権利を損なう行為と言えます。また、子どもに身体的、心理的苦痛を与えることが本当に子どもの問題行動をなくすために有効なことと言えるのでしょうか。子どもの問題行動として表れたことのその背景に十分に耳を傾けることこそ大切なのです。

Q 毎日、朝食を抜いてくる生徒がいるが、ネグレクトに該当するか。

A ネグレクトとは、子どもの成長、発達のための最低限の養育上の配慮を怠っている状態と考えてください。したがって、それぞれの家庭の生活にはそのスタイルや事情があるでしょうから、朝食を抜いているというだけで、子どもの健やかな成長が阻まれているとは言いきれません。空腹を訴えることが続いたり、とくに非行傾向がないのに食べ物を盗むというような状態であれば、注意が必要だと思います。



Q 同居人による虐待を放置していた保護者はネグレクトであるとされるが、保護者が同居人の暴力におびえるなどやむを得ない事情があったのかもしれない。かなり厳しい判断と思うが、どうしてか。

A 児童虐待防止法はあくまで子どもの立場に立った法律です。様々な事情があるにせよ、子どもの心身の発達に著しい影響を与える行為として虐待と定義されています。

Q DVを間近で見せる行為が心理的虐待であるとされるが、DVのある家族は全て虐待か。

A ここで言うDVとは、子どもへの心理的影響が著しい継続的な心身への暴力的行為ということになります。一度限りの夫婦げんかとは質の異なるものです。しかし、少なくともDVと認められる家庭においては程度の差はあれ、そこで生活を共にする児童には著しい悪影響があるとして、心理的虐待と定義したのです。

5 その他

Q 子どもが保育所で何回かケガをしており、保育所も説明してくれない。これは虐待か。誰に相談したらよいか。

A 保育所のなかでの子ども同士のトラブルや子どもの状態、職員の対応などいくつかの要素が考えられます。児童虐待防止法でいう虐待は保護者によるものです。この場合は、子ども同士のものであれば、保育所の処遇上の問題、もし職員によるのであれば、保育所の運営上の問題となります。いずれにしても保育所の対応が積極的でなければ、市町村の主管課か児童相談所に相談してください。